

# 11月は 児童虐待防止 推進月間



## ●『児童虐待かも?』『ちょっとおかしいな?』

と思ったら『通告する』が国民の義務です。

## ●自分が『虐待している?』『どうしたらいいの?』

と思ったら『相談』してみましょう。

手遅れになる前に迷わず相談・通告を!

児童相談所全国共通ダイヤル **189**

※匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます。  
(児童虐待防止法・児童福祉法)

## ●『子どもの命に関わるかも!』

「今、目の前で暴力が行われている!」

「子どもがひどいケガをしている」

「異常な怒鳴り声、物音、激しい泣き声が聞こえる」

「夜遅く幼児が一人で外にいる」

こんなときはすぐ警察へ **110**

## ●児童虐待を防ぐには…

ひとりで悩んでいませんか?話してみませんか?

子育て中の悩みや不安、あなたの気持ちをわかって  
くれる人たちがいます。

市役所こども福祉課 子育て支援係

(☎53-1151 内線526)

奈良県中央こども家庭相談センター

(☎0742-26-3788・24時間対応ダイヤル)

## ◎虐待の4つの分類

児童虐待とは、親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。たとえ親が子どものことを思って行った行為「しつけ」であっても、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。

- ・身体的虐待…殴る・蹴る・首をしめる、激しく揺さぶる・戸外に閉め出すなど
- ・ネグレクト(保護の怠慢・拒否)…適切な衣食住の世話をしない、車や家に放置する、同居人の虐待の放置 子どもの意志に反して学校に行かせない
- ・心理的虐待…大声や言葉で脅かしや脅迫、無視する心を傷つけることを言う、兄弟間で差別 DVや兄弟への虐待行為を見せる
- ・性的虐待…性行為を強要する、性的写真の被写体にするなど、性行為を見せる

## ◎オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボンを広める市民運動です。栃木県で幼い2人の幼児が、同居する男に川に投げ込まれ死亡するという痛ましい事件が起きました。このような事件が二度と起こらないようにと願いを込めて、オレンジリボンができました。

オレンジ色のリボンは、虐待をなくそう・子育てを見守り、お手伝いする意志のあることを示すマークです。

当市では、オレンジリボン製作に市内の学生も協力。様々な人からのメッセージが込められています。

### <オレンジリボンキャンペーン>

日時=11月3日(土・祝)9時~15時

場所=郡山城跡(「親子まつり」会場内)



# 11/12月~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。 ~11/25は「女性に対する暴力撤廃国際日」~

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、親密な関係にあるパートナーや配偶者から振られる暴力のことを言い、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

身体的暴力以外にも暴言を吐いたり無視する、脅すなどの精神的暴力を含め、様々な暴力が支配関係の中で日常的に繰り返行なわれます。DVは、家庭内で行なわれることが多いために潜在化、深刻化しやすく、外部から発見することも難しい状態にあります。振るわれていい暴力など絶対にありません。日々、繰り返される暴力であなたの心身は深く傷つき、無力感やあきらめから動けなくなってしまう傾向にあります。

加害者は、現夫が7割以上を占めていると言われ、被害者の多くは女性です。自分ひとりで解決しようと思わず、まずは相談してみませんか。

## 『ひとりで頑張らないで』

市では、女性が抱える様々な悩みについて女性相談専用電話を開設しています。

ひとりで悩みを抱え込まず、自分の素直な気持ちを話してみませんか。秘密は厳守します。

DV・女性相談 ☎ 52-6240

(土・日曜と祝日は除く、8時30分~17時15分)

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(相談無料・秘密厳守)

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権に関わる問題全般について、人権擁護委員と法務局職員が相談に応じます。

日時=11月12日(月)~11月16日(金) 8時30分~19時

11月17日(土)・18日(日) 10時~17時

対象=県内在住の女性 問合せ=奈良地方法務局 人権擁護課 (☎0742-23-5457)

### 女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

<http://www.jinken.go.jp/>

(人権施策推進課)